

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①: 大学の目的（学資であれば学部、学科又は課程ごと、大学院過程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

大学 Web ページ上で案内することで社会に広く公表されているほか、学内構成員には学生便覧への掲載及び配布で周知を図っている。

(掲載ページ) <http://www.gchs.ac.jp/mokuteki>

【分析結果とその根拠理由】

学内外へ適切に公表・周知が図られている。

観点 10-1-②: 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

いずれも Web ページにて公表されているほか、入学者受入方針については学生募集要項、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についてはシラバスへの記載・配布によっても周知が図られている。

(掲載ページ)

・入学者受入方針

<http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/facainfo/facpolicy>

・教育課程について

<http://www.gchs.ac.jp/faculty/nursing/feature-nur> (看護学部)

<http://www.gchs.ac.jp/faculty/radiation/feature-rad> (診療放射線学部)

http://www.gchs.ac.jp/guraduateschool/of_nursing/feature-rad (看護学研究科)

http://www.gchs.ac.jp/guraduateschool/of_medicalradiation/feature-rad (診療放射線学
研究科)

・学位授与方針

<http://www.gchs.ac.jp/study/education/toguide>

【分析結果とその根拠理由】

学内外へ適切に公表・周知が図られている。

観点10-1-③: 教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第172条の2規定される事項を含む。)が公表されているか。

【観点に係る状況】

学校教育法規則に則って法廷義務とされた事項については、「教育情報の公表」と題して本学公式Webページ上に掲載している。このページへのリンクとしてトップページにバナーを設置し、閲覧者の目に触れやすいように工夫がなされている。

(掲載ページ) <http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/kyouikujouhounokouhyou>

本学教員の研究成果等を発信できるリポジトリの構築を目的とし、教員と図書館司書によるワーキンググループを立ち上げて検討を行い、本学リポジトリのコミュニティの階層を決定した。大学の方針として、群馬県地域共同リポジトリに参画することとなり、英語名称のAKAGI (Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes) の命名に奇与した。

【分析結果とその根拠理由】

教育情報の公表は適切になされている。リポジトリの基盤整備に着手したばかりであり、教員の研究成果等を大学からは、情報発信できていない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

群馬県地域共同リポジトリに参画し、本学教員の学術情報の発信に向けた基盤整備に着手した。

【改善を要する点】

リポジトリを活用した学術情報の発信に向け、コンテンツの収集、登載、その手続き等、リポジトリ運用具体についてさらなる検討が必要である。